

令和5年度「山梨県介護の魅力 優良職員表彰」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県（以下「県」という。）が、介護の質の向上に取り組み、他の模範となる優良な介護職員に対して、知事が表彰することにより、県内における介護サービスの質及び介護職員のモチベーションの向上を図り、介護人材の確保・定着につなげることを目的とする。

(表彰の名称)

第2条 本表彰の名称は、「山梨県介護の魅力 優良職員表彰」とする。

(表彰の種類及び対象)

第3条 表彰の種類及び対象は、次に定めるとおりとする。

優良介護職員表彰 県内で別表に定める介護保険法に基づくサービスを提供しており、かつ開設から1年以上経過している介護保険施設・事業所に勤務し、かつ入職から1年以上経過している介護職員

(応募方法及び手続等)

第4条 各表彰の応募方法、手続等については、別に定める「要領」によるものとする。

(評価基準及び選考方法)

第5条 評価基準は別紙に定めるとおりとし、この基準に従い「介護の魅力発信プロジェクト実行委員会」（以下「委員会」という。）が選考を行う。

2 県は、委員会の選考結果に基づき、表彰者を決定するものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は山梨県福祉保健部健康長寿推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は別に定める。

別表1 介護保険施設・事業所（第3条関係）

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設

別表2 老人福祉施設（第3条関係）

養護老人ホーム、軽費老人ホーム

別紙 評価基準

前年度（令和4年度）における次の項目に関する取組（資格及び研修については前年度（令和4年度）末時点の取得状況）について、次の基準により評価する。なお、表彰は原則1回とする（今年度の表彰介護職員は次年度からは対象から除く）。

評価項目	評価基準
介護の質の向上につながる取組	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成に貢献しているか。 ・他の職員の技術向上に貢献しているか。
介護における専門的な技術の取得やスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・資格の取得により介護技術を向上させているか。 ・研修の受講により介護技術を向上させているか。
リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ・役職等による活動をしているか。
利用者からの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート等において候補者を評価する記載があるか。
候補者の介護に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の魅力とやりがいを表現しているか。 ・利用者本位のサービス提供について理解しているか。 ・研修で学んだことを活かしているか。 ・他の模範となる職員であるか。